

全国市長会会報

第 664 号 平成 15 年 6 月 1 日

全国市長会調査広報部

〒102-8635

東京都千代田区平河町 2-4-2

TEL03-3262-2316 FAX03-3263-5483

ホームページ <http://www.mayors.or.jp/>

目 次

会のうごき

諸会議の経過

平成 15 年度全国都市税財政主管者研修会 2

団体定期保険事務担当者全国連絡協議会 2

要望・陳述等

税源移譲を基軸とした三位一体改革の推進を求める緊急
アピール 2

各支部市長会総会等の経過

全国市長会中国支部総会 4

東北市長会総会 4

四国市長会議 5

東海市長会総会 5

北信越市長会総会 5

近畿市長会総会 6

北海道市長会総会 6

全国市長会関東支部市長会 7

九州市長会総会 7

地方六団体のうごき

第 1 回地方自治確立対策委員会 8

第 2 回地方自治確立対策委員会 9

「三位一体の改革に関する緊急決議」による要請 11

三位一体の改革について要望 15

社会保障審議会（第 12 回） 16

第 27 次地方制度調査会第 6 回総会 16

社会保障審議会・介護給付費分科会（第 20 回） 16

社会保障審議会・介護保険部会	17
税制調査会総会	17
「第5回都市経営セミナー」参加者募集	17
市長の選挙	19
市長の退任	19
行事予定	19

会のうごき

諸会議の経過

平成15年度全国都市税財政主管者研修会

5月16日、日本都市センター会館において、全国各都市から約550名の参加を得て、標記研修会を開催した。

本年度は、総務省の小室大臣官房審議官（税務担当）、関大臣官房参事官、及び内閣府の田和政策統括官（経済財政 経済社会システム担当）付参事官（企画・計量担当）の講演のほか、関西学院大学経済学部の林宜嗣教授から「これからの地方財政の展望」と題して、地方財政を取り巻く環境の変化、地方税財源の充実、超過課税と法定外税等についての特別講演があった。

（担当：財政部）

団体定期保険事務担当者全国連絡協議会

5月23日、全国都市会館において本年度標記会議を開催し、加入市の担当者等約180名が出席した。

会議では、事務局あいさつの後、団体定期保険・任意共済保険事業委託幹事会社の三井生命から、平成14年度団体定期保険の決算および団体・任意共済両保険制度の現況について説明を聴取した。

次いで、個人年金共済事業委託幹事会社の住友生命から個人年金制度について改正点を中心に説明を聴取した。

（担当：共済保険部）

要望・陳述等

税源移譲を基軸とした三位一体改革の推進を求める緊急アピール

本会では、「税源移譲を基軸とした三位一体改革の推進を求める緊急アピール」（別記）をとりまとめ、5月23日に青木久会長が、自由民主党甘利筆頭副幹事長、吉川副幹事長に面談要請を行うとともに、地方分権改革推進会議、総理官邸、自民党

三役に対し要請行動を行った。

(別記)

税源移譲を基軸とした三位一体改革の推進を求める緊急アピール

我々都市自治体は、厳しい財政状況の下で、教育・福祉・環境対策等様々な行政課題に的確に対応するため、自ら徹底した行財政改革に積極的に取り組んでいるが、真の地方分権型社会を実現するための残された最大の課題は、国から地方への税源移譲をはじめとする地方税財政基盤の確立である。

然るに、先般示された地方分権改革推進会議小委員長試案では、税源移譲の先送りや、地方交付税制度を地方共同税（仮称）と財政調整交付金（仮称）に再構成し、財政調整交付金（仮称）を定率で削減する案が示されるなど、都市自治体の現況と将来に対する基本的理解の欠如に立つと考えざるを得ないもので、とても受け入れられる内容ではない。

従って、下記の事項について、税源移譲を基軸とした三位一体改革の早急な実現を強く要請するものである。

1 税源移譲の早期実現

歳出規模と地方税収の乖離を縮小させ、住民の受益と負担の明確化を図り、住民ニーズに対応した行政サービスが提供できるよう、地方税中心の歳入体系を構築し、地方自治体の自己決定権を確立すること。

税収が安定的で、かつ、税源の偏在性が少ない地方税体系を構築するため、所得税から個人住民税へ、消費税から地方消費税への税源移譲の早期実現を目指し、当面、国税対地方税の割合1対1の実現を目指すこと。

2 地方交付税制度の改革

地方交付税は、財源保障機能と財源調整機能の二つの機能を一体として果たす仕組みであり、地域間で税源が偏在する中で、地方公共団体に一定の行政水準を確保する仕組みが採られている以上、地方交付税による財源保障と財源調整の機能を堅持する必要があること。

3 国庫補助負担金制度の見直し

国庫補助負担金の廃止・縮減は、国の関与を縮減し、地方の財政運営の自主性を

拡大することが重要であり、廃止・縮減を先行させることなく、地方への税源移譲と一体で行い、地方への負担転嫁を行うものであってはならないこと。

平成 15 年 5 月 23 日

全国市長会

会長 青 木 久

(担当：財政部)

各支部市長会総会等の経過

全国市長会中国支部総会

全国市長会中国支部は、5月15日・16日の両日、鳥取市において春季役員会及び第54回総会を開催した。

総会に先立ち役員会を開催し、総会の議事運営等について協議を行った。総会では、総務省自治行政局の高原市町村課住民台帳企画官から「電子自治体と住民基本台帳ネットワークシステム」について講演が行われた後、議事に入り、中国支部及び全国市長会の会務報告、平成14年度決算を承認した後、平成15年度予算を決定した。

次いで、各県市長会提出議案を審議した結果、一部議案の文言を修正することとした上で全議案を採択（10件に集約）し、全国市長会議に提出することとした。

また、役員の変更を行い、支部長に中田倉敷市長を選任するとともに、全国市長会副会長候補に三好福山市長を推薦することとした。

なお、次期秋季役員会の開催地は、玉野市に決定した。

翌16日は、わらべ館、鳥取環境大学等の行政視察が行われた。

東北市長会総会

東北市長会役員会議及び第142回総会が、5月20日、仙台市において開催された。

役員会議では、総会の運営等について協議を行った。

続いて開催された総会では、東北市長会及び全国市長会の会務報告等を了承した後、平成15年度東北市長会歳入歳出予算を承認するとともに、特別決議として提案された「東北新幹線（八戸・新青森間）の早期開業に関する決議」、「高速道路の整備促進に関する決議」及び緊急特別決議として提案された「地方税財政の三位一体に関する決議」の3件を原案のとおり決定した。

次いで、各県市長会提出の29議案について第1分科会（行財政・環境関係）、第2分科会（厚生・経済関係）、第3分科会（建設・交通関係）にそれぞれ付託して審

議した結果、全議案を採択するとともに、全国市長会に提出する議案の取りまとめ等については、会長に一任することとした。

また、全国市長会の副会長に佐竹秋田市長を推薦することとした。

なお、次期総会の開催地は、八戸市において開催することを決定した。

四国市長会議

四国市長会議は5月20日、高知県安芸市において第114回四国市長会議を開催した。

全国市長会会務報告の後、議案審議に入り、各県市長会から提出された35件の議案について審議した結果、全議案を採択するとともに、これを10議案に集約のうえ、全国市長会に提出することとした。

次いで、役員改選を行い、四国市長会会長に松尾高知市長を選出するとともに、全国市長会副会長に増田高松市長を推薦することとした。

また、三位一体改革の早期実現を求めるため、四国市長会として共同アピールをすることとした。

なお、次期開催市は香川県高松市に決定した。

東海市長会総会

東海市長会は、5月20・21の両日、掛川市において役員会及び第96回通常総会を開催した。

20日の役員会では、総会の議事運営等について協議した。

翌21日の通常総会では、平成14年度会務報告、平成14年度歳入歳出決算及び平成15年度歳入歳出予算を了承・決定した。

次いで、各県市長会から提出された10議案を審議した結果、これらを原案のとおり全国市長会に提出することを決定するとともに、「国から地方への税源移譲の早期実現を求める決議」を採択した。

また、役員の改選について協議した結果、東海市長会会長に小嶋静岡市長を選任するとともに、同市長を全国市長会副会長に推薦すること等を決定した。

なお、次期総会は、土岐市において開催することを決定した。

北信越市長会総会

北信越市長会は5月22・23日の両日、福井県敦賀市において第142回総会を開催した。

1日目は、第141回北信越市長会総会経過報告、全国市長会会務報告が行われ、

各県市長会から提出された 25 議案については 3 分科会に付託して審議を行った。

2 日目は、「電子自治体と住民基本台帳ネットワークシステム」と題して、総務省自治行政局市町村課住民台帳企画官から講演が行われた。

次に、各分科会の審議経過並びに結果について委員長から報告があり、全議案を採択するとともに、集約された 10 議案を全国市長会議に提出することとした。

役員会の経過について報告があり、これを了承するとともに、「地方分権の確立に向けた税財源の移譲を求める決議」、「北陸新幹線の建設促進に関する決議」、「WTO 農業交渉における日本提案実現に関する決議」をそれぞれ決定した。

また、役員の改選及び推薦を行い、北信越市長会会長に酒井福井市長、全国市長会副会長候補に小川豊栄市長を選任し、全国市長会都市税制調査委員会等の推薦者を決定するとともに、全国市長会会長候補に山出金沢市長を推薦することとした。

次期総会については、10 月 16・17 日に長野県飯田市において開催することとした。

近畿市長会総会

近畿市長会は、5 月 22 日、23 日の両日、役員会及び第 99 回総会を開催した。22 日の役員会では、総会の議事運営等について協議を行った。

23 日の第 99 回総会では、近畿市長会会務報告、都市問題調査特別委員会報告、人権問題特別委員会報告及び全国市長会会務報告を了承するとともに、平成 15 年度近畿市長会歳入歳出予算及び特別会計予算を承認した。

次いで、各府県市長会提出の議案 6 件について審議を行い、全議案を原案のとおり採択するとともに、全国市長会に提出することとした。なお、人権問題特別委員会で審議された、「平成 16 年度人権施策並びに予算に関する要望」についても、併せて、全国市長会に提出することとした。

また、会長の加古三木市長から「三位一体改革に向けた緊急決議（案）」が緊急提案され、原案のとおり決定するとともに、その対応については会長一任とすることとした。

役員改選では、近畿市長会会長に中本生駒市長を選出するとともに、全国市長会副会長候補として中川洲本市長を推薦することとし、また、近畿市長会として、山田大津市長の全国市長会会長就任の実現に向けて、一致協力することを確認した。

次期総会は、兵庫県において開催することに決定した。

北海道市長会総会

平成 15 年度春季北海道市長会定期総会及び全国市長会北海道支部総会が 5 月 23 日、北海道帯広市において開催された。

午前に開催された理事会では、定期総会の運営等について協議が行われた。

午後に開催された定期総会では、全国市長会及び北海道市長会の会務報告を了承した後、平成 15 年度北海道市長会事業計画並びに一般会計及び特別会計歳入歳出予算を決定した。

次いで、「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」の推進に関する決議を決定するとともに、国及び関係機関並びに北海道に対する平成 15 年度春季要望事項の取扱いを決定した。

また、第 73 回全国市長会議に提出する 10 議案を決定するとともに、全国市長会の副会長候補として本禄北広島市長を推薦することとした。

なお、秋季総会は、深川市において開催することを決定した。

全国市長会関東支部総会

全国市長会関東支部は、5 月 28 日・29 日の両日、さいたま市において役員会及び第 92 回総会を開催した。

28 日の役員会では、総会の議事運営等について協議を行った。

29 日の第 92 回総会では、全国市長会会務報告、関東支部市長会会務報告を了承するとともに、平成 14 年度全国市長会関東支部歳入歳出決算及び平成 15 年度全国市長会関東支部歳入歳出予算を承認した。

次いで、各都県から提出の 37 件の議案について 3 委員会(行財政関係、教育・厚生関係、農政・建設関係・その他)に付託して審議した結果、全議案を採択するとともに、全国市長会に提出する議案の取りまとめについては、支部長に一任することとした。

また、緊急決議として提案された「都市税財政基盤の拡充強化に関する決議(案)」を原案どおり決定した。

役員改選では、新たな支部長に斎藤所沢市長を選出するとともに、全国市長会副会長候補に松浦高崎市長を推薦することとした。

最後に、総務省の井上自治行政局市町村課長から「電子自治体と住民基本台帳ネットワークシステム」について説明を聴取した。

次期総会主催市は土浦市とし、開催地については、鹿嶋市と決定した。

九州市長会総会

九州市長会は、5 月 28 日・29 日の両日、長崎県佐世保市において第 92 回総会を開催した。

総会では、九州市長会及び全国市長会の会務報告、平成 14 年度決算を承認し、平成 15 年度予算を決定した。

次いで、「ハウステンボスの早期再生を願う決議」及び各県市長会提出の18議案について審議を行った結果、全議案を採択し、全国市長会に提出する10議案については正副会長及び議長に一任することとした。

また、全国市長会副会長に伊藤長崎市長を推薦することを決定した。

なお、次期総会については、沖縄県那覇市において開催することを決定した。

会議終了後、株式会社ジャパネットたかた・代表取締役の高田 明氏から「佐世保発ジャパネットたかたのビジネス戦略」と題して講演が行われた。

翌 29 日には、佐世保市内の行政視察が行われた。

地方六団体のうごき

第 1 回地方自治確立対策委員会

本会をはじめとする地方六団体に構成している地方自治確立対策協議会に、地方自治確立対策委員会（委員長・茂木友三郎キッコーマン（株）取締役代表社長）を設置し、5月16日、都道府県会館において、第1回委員会を開催した。

委員会では、委員互選により、委員長に茂木友三郎キッコーマン（株）代表取締役社長を、委員長代理に小早川光郎東京大学大学院法学政治学研究科教授をそれぞれ選出するとともに、我が国の国民・住民の意識に即した個性豊かで活力に満ちた自主・自立の分権型地域社会の実現に向け、学識経験者と地方六団体関係者が一体的に審議を行い、国における地方分権改革推進の論議を後押しする観点も踏まえ、税源移譲を含め真の地方分権の推進につながる地方行財政制度の構築について提言を行うこととした。

また、委員会内にワーキング・グループを設置し、政府等の動向に対して、適切に対応することとした。

なお、本会からは、会長の青木立川市長が出席した。

（参 考）

地方自治確立対策委員会委員名簿

委員長	茂 木 友三郎	キッコーマン（株）代表取締役社長
委員長代理	小早川 光 郎	東京大学大学院法学政治学研究科教授
委 員	岡 崎 洋	前神奈川県知事
”	金 澤 史 男	横浜国立大学経済学部教授
”	北 川 正 恭	早稲田大学大学院公共経営研究科教授
”	木 村 陽 子	放送大学客員教授
”	小 西 砂千夫	関西学院大学大学院経済学研究科教授

委員	高見澤 たか子	作家
〃	田嶋 義介	島根県立大学総合政策学部教授
〃	立松 和平	作家
〃	寺田 千代乃	アートコーポレーション株式会社代表取締役社長
〃	水城 武彦	NHK解説委員
〃	持田 信樹	東京大学大学院経済学研究科教授

氏名の前に がある委員はワーキング・グループ委員。

(担当：財政部)

第2回地方自治確立対策委員会

地方自治確立対策委員会（委員長・茂木友三郎キックマン（株）代表取締役社長）は、5月23日、都道府県会館において、第2回委員会を開催した。

委員会では、三位一体の改革に関する緊急提言（別記）について審議が行われ、委員のほか同席の知事、市長、町長からの発言を求めながら検討が進められ、原案のとおりまとめられた。

同緊急提言は、後日、地方分権改革推進会議及び経済財政諮問会議の各委員に対して提出することとされた。

なお、本会からは、理事の阿部川崎市長及び評議員の田中亀岡市長が出席した。

（別記）

三位一体の改革に関する緊急提言

平成 15 年 5 月 23 日

地方自治確立対策委員会

地方自治確立対策委員会は、地方六団体の総意により設置され、学識経験者 13 名により、知事、市町村長等地方六団体関係者と意見交換をしながら真の地方分権の推進につながる三位一体の改革のあり方について審議を行ってきたが、現下の状況に鑑み、委員会として緊急提言を行うべきであるとの見解で一致したので、以下のとおり緊急提言を行う。

地方分権一括法が施行され真の分権型社会の構築に向けた第一歩が踏み出されたが、地方の自立の原点と言うべき財政的自立という面では抜本的措置は採られず依然として大きな課題として残されている。

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2002」にあるとおり、国と地方

の関係を大胆に見直していくことは重要なことであり、三位一体の改革は積極的に推進していくべきである。

国では、三位一体の改革に関する議論が鋭意進められようとしているが、我が国の危機的状況を克服するため国と地方が協調して難局に当たるべきときに、いたずらに、地方に不安感を与える方向で議論が進められていることを深く憂慮せざるを得ない。

地方は自ら今後の地方自治のあり方について議論し考え方を示していくべきである。何よりも自主・自立できる行財政運営を目指していく必要がある、そのためにも、住民が受益と負担の関係を明確に判断できるよう、税源移譲等による地方税財源の充実強化を行い、国庫補助負担金、交付税等国からの移転財源に過度に依存しない財政構造を確立することが必要である。

また、地方歳出をスリム化する余地はなおあると考えられ、地方は国とのもたれ合いや横並びの構造から脱却し、政策の選択と集中、行政の効率化とコスト削減など、地方行財政改革、歳出削減をさらに徹底していくべきである。

本委員会は、このような現下の状況に鑑み、国が三位一体の改革案を取りまとめるに当たって、以下の事項を尊重されることを強く期待し、委員の総意として提言するものである。

- 1 三位一体の改革に関する地方六団体の緊急決議は十分理解できるものであり、国においては、このような地方団体の意見を取り入れ、今後、真に地方分権の推進に資する三位一体の改革案を取りまとめるべきである。
- 2 国と地方の役割分担を踏まえ、地方歳出と地方税収の乖離を縮小することが必要であり、地方が自主・自立し受益と負担の関係を明確に判断できる真の地方分権が確立されるよう、税源移譲等による地方税財源の充実強化を図ることが重要である。
- 3 地方分権を徹底し国と地方が真に対等・協力の関係となるべきであり、そのためには国庫補助負担金の廃止・縮減を行うとともに、国庫補助負担金の廃止・縮減と一体で同時に税源移譲等による地方税財源の充実強化を行うべきである。
- 4 国民・住民は、教育、福祉、治安、防災など、地域の行政が地方団体によって適切な水準により提供されることを強く期待している。国が法律等により定めた基本的な行政の標準的な水準、合理的かつ妥当な行政水準を地方が維持確

保していくための地方財源を保障する仕組みは今後とも一層必要である。地方財政調整制度の見直しに当たっては、国民・住民の期待やニーズを達成するための国・地方間の財源保障制度の根幹は守りながら地方交付税制度についても必要な改革を進めるべきである。

- 5 地方は徹底した行財政改革、自主的な市町村合併にさらに積極的に取り組み、分権型社会を担う責任ある行政主体として今後の地方自治の基盤を整備すべきである。

(担当：財政部)

「三位一体の改革に関する緊急決議」による要請

本会をはじめとする地方六団体は、現下の三位一体の改革の動きにあわせ、5月23日「三位一体の改革に関する緊急決議」(別記)をとりまとめ、地方三団体の代表(青木会長、土屋全国知事会会長、山本全国町村会会長)が、片山総務大臣、福田内閣官房長官、上野内閣官房副長官、古川内閣官房副長官に面談要請を行うとともに、自民党三役、地方分権改革推進会議に対し要請行動を行った。

(別記)

三位一体の改革に関する緊急決議

三位一体の改革については、政府の経済財政諮問会議において改革案が6月に取りまとめられることとされ、地方分権改革推進会議では、地方交付税制度を廃止し交付税の法定率分を地方共同税(仮称)に再構成することなどを内容とする試案が提出され、今まさに改革の基本的な方向が議論され取りまとめられようとしている。

地方六団体として、こうした改革の議論の方向について基本的な疑問を強く抱くに至り、ここに緊急決議を行うこととした。

平成11年の地方分権一括法案の国会審議において、第一次分権改革に残された課題として、衆議院において「国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、(中略)必要な措置を講ずるものとする。」との附則が修正、追加されており、また、参議院の行財政改革・税制等に関する特別委員会においても、地方税財源充実確保策について、地方における歳出規模と地方税収との乖離を縮小する観点から抜本的な検討を行うことを趣旨とする附帯決議がなされた。

さらに、平成 13 年 6 月の地方分権推進委員会の最終報告においても、「第二次分権改革の始動に向けて」として、地方税財源の充実確保方策についての提言がなされた。

地方分権改革推進会議においては、役割分担に応じた地方税財源の充実強化は国、地方の共通の課題であるとされてきたこれまでの分権改革の経緯を尊重し、小委員長試案を撤回し、別紙に示す地方六団体の三位一体の改革に関する基本的考え方を踏まえ、地方税財源を充実強化する分権改革の方向付けを行うことにより、我々が真に望んでいる地方分権の推進の視点に立った三位一体の改革を推進されるよう、緊急に決議する。

平成 15 年 5 月 23 日

全 国 知 事 会
全 国 都 道 府 県 議 会 議 長 会
全 国 市 長 会
全 国 市 議 会 議 長 会
全 国 町 村 会
全 国 町 村 議 会 議 長 会

(別紙)

三位一体の改革に関する基本的考え方

1 今後の地方税財政制度の基本的なあり方

現下の地方財政が直面している危機の原因は、バブル経済崩壊後の景気後退期における税の自然減収に加え、景気回復のための経済対策として実施された、国税・地方税を併せた政策減税、毎年度多額に上る公共事業や地方単独事業の追加など国・地方を通じた経済財政運営の結果と受け止めるべきものである。

このため、今後一層の地方分権を進めるためにも、地方財政として国と地方の役割分担に応じた地方税及びこれを補完する地方交付税を確保していくことが必要である。

また、現下の国・地方を通じる危機的財政状況を解決し、地方財政が自主・自立を基調に持続可能な財政運営を確立するため、現下の経済情勢に即応しつつ、財政構造改革を適切に進めていくことが必要である。

地方財政計画の策定を通じた財源保障制度は、単に地方交付税総額を確保するだけのものではなく、その前提として必要な地方税総額を確保するとともに、国の予算に関連する支出、これに直接関連はしないが国民福祉に関わる支出水準、福祉、教育、治安など基本的な行政の標準的な水準（国民福祉のシビルミニマム）を確保していくものであり、財源保障機能を廃止・縮小することは単に地方財政の運営を困難にするだけでなく、地方団体が担当している国民・住民の生活水準を維持する機能を果たせなくすることになるものである。したがって、地方財政計画の策定を通じた財源保障制度は、堅持される必要がある。

2 三位一体改革のあり方

基本方針2002（平成14年6月25日閣議決定）に基づく三位一体改革（地方行財政改革）に当たっては、分権型社会に相応しい地方財政秩序を構築する観点を重視し、第一次分権改革に残された最大の課題である、国と地方の役割分担に応じた、税源移譲等による地方税財源の充実強化を三位一体改革の基軸とすべきである。

3 税源移譲等による地方税財源の充実強化

- (1) 分権型社会に相応しい地方財政秩序を構築するため、国と地方の役割分担に応じた地方税体系が構築されるべきである。
- (2) 地方税は地方分権の理念に即し応益原則に基づく租税、また、地域間の偏在が小さく景気の変動による税収への影響が小さい租税を中心に構成するとともに、三位一体改革に当たっては、基幹的税目の再配分を基本として税源移譲等による地方税財源の充実強化を図るべきである。
- (3) 地方消費税は地方分権を支える地方独立税として導入され今後も基幹的な地方税として期待されているものであり、地方共同税（仮称）に統合することは地方分権を後退させ税源移譲に逆行するものであり、反対である。
- (4) 等しい負担能力のある人には等しい負担を求めるという公平の原則は地方税制度を考えるに当たっても最も重要な税制の基本原則であり、地域の経済力の格差により住民負担が大幅に異なるようなことはあってはならない。

- (5) 地方における課税自主権は、それぞれの地域性や課題に沿って受益と負担の関係が明確に判断できる範囲で活用されるべきである。

4 地方交付税

- (1) 国が地方団体に一定の行政水準の確保を求める仕組みが採られている中で、地方交付税制度は、地方財政計画の策定を通じて、地方に対しマクロとしての財源保障を行う一方で、各団体ごとに地方税収等でまかなえない財源不足額を交付することにより、ミクロとしての財源保障と財源調整を併せて果たす財政調整制度であり、分権型社会にあっても、地方交付税制度を堅持し、地方税と地方交付税を併せ必要な一般財源総額が確保される必要がある。
- (2) 税源移譲等による地方税財源の充実確保が行われても、税源が偏在することから、地方団体間の財政力格差が一層拡大することは避けられない。このため、地方税と地方交付税を併せた財源確保が図られ、その上で財源調整機能が発揮される必要がある。
- (3) 交付税の法定率分を地方共同税（仮称）に、地方財政対策による上乘せ部分を財政調整交付金（仮称）に再構成し財政調整交付金（仮称）を定率で削減する案が示されているが、地方財政調整制度の基幹的な部分を国が手当てしない仕組みとすることは、地方自治制度に対する国の責任放棄であり、また、上乘せ部分は必要な交付税総額を確保するため制度的に交付税として確保されているものであり、何の根拠もなしに法定率分に限定することは形式だけを捉えて単に地方財源を削減しようとするだけのものであると言わざるを得ず、このような案は到底受け入れることはできない。
- (4) 地方共同税（仮称）は都道府県を課税主体とし市町村には都道府県が税収の一定割合を交付する仕組みとされているが、地方財政調整は基本的な国の機能であって都道府県がこうした機能を果たすことは現状では適切とは考えられず、また、分権型社会における都道府県と市町村の関係になじまないものとなり制度として合意が得られない。
- (5) 臨時財政対策債（赤字地方債）は交付税財源の不足を補うため、将来の地方税・地方交付税併せた一般財源を担保として発行されるものであり、臨時財政対策債の元利償還金に対する交付税措置を廃止することは現在及び将来における国の財源保障責任を放棄するものであり、反対である。

5 国庫補助負担金

国庫補助負担金の廃止・縮減は三位一体改革を左右するものであり、国と地方の役割分担を見直し、国庫補助負担金を廃止・縮減し必要最小限の範囲のものとするとともに、廃止・縮減に伴い地方に必要な財源は地方への税源移譲を同時に行うことにより確保すべきである。

6 地方行財政改革の推進

- (1) 「地方にできることは地方に委ねる」との原則に基づき、国と地方の事務・事業のあり方を見直し、事務・事業の移譲がさらに推進されるべきである。
- (2) 現下の危機的な財政状況の下で住民の負託に応えていくため地方行財政改革に積極的に取り組む所存である。

(担当：財政部)

三位一体の改革について要望

地方六団体の代表者は、5月28日、自由民主党本部で開催された、総務部会・地方行政調査会合同会議に出席し、三位一体の改革について要望を行った。

会議では、「三位一体改革の動向と対応について」を議題とし、片山総務大臣の挨拶の後、地方六団体を代表して柿本奈良県知事（全国知事会副会長）が、三位一体の改革に関する基本的考え方について陳述し、この改革が真の地方分権につながる地方税財政制度の構築に資するものとなるよう求めた。

次いで、諸井地方制度調査会会長から「地方税財政のあり方についての意見」（地方制度調査会・5月23日）について、また、総務省の林自治財政局長から地方分権改革推進会議の状況について、それぞれ説明を聴取した後、総務部会・地方行政調査会として、「三位一体の改革の実現に関する決議」を採択した。

合同会議終了後、地方六団体の代表は、遠藤衆議院総務委員長、自民党山崎幹事長、麻生政務調査会長、堀内総務会長、経済財政諮問会議議員及び林財務事務次官にそれぞれ面談の上、5月23日とりまとめた「三位一体の改革に関する緊急決議」について要請した。

本会からは、財政委員会委員長の堀江伊勢原市長が出席した。

(担当：財政部)

社会保障審議会（第12回）

社会保障審議会（会長・貝塚啓明 中央大学法学部教授）が、5月20日、厚生労働省において開催された。

まず、医療保険制度体系に関する改革について検討するための医療保険部会の設置が了承された。次いで、前回に引き続き、厚生労働省から「社会保障に関する制度横断的検討」として「社会保障の負担のあり方」について説明がなされた後、審議が行われ、今後、6月中旬を目途に審議結果を踏まえた報告書を取りまとめることとされた。

本会からは、青木会長が委員として参画している。

（担当：社会文教部）

第27次地方制度調査会第6回総会

第27次地方制度調査会（会長・諸井虔 太平洋セメント相談役）は、5月23日、グランドアーク半蔵門において、第6回総会を開催した。

総会では、「地方税財政のあり方についての意見（案）」について審議が行われ、地方六団体を代表して石井岡山県知事から、地方への財源保障を止めて地方分権を進めることには反対していること、地方の税財源強化は、地方側が一方的に主張しているものではなく、国、地方共通の課題であること、地方分権改革推進会議の小委員長試案は国の財政破綻の責任を一方的に地方に押し付けようとするものであり、地方六団体の議論とは全く逆行していることを主張し、さらに、三位一体の改革は、国と地方の役割分担に応じた、税源移譲等による地方税財源の充実強化を基軸とし、これらの考え方を踏まえながら議論を積極的に展開されるよう求めた。

本調査会は、各委員からの意見を踏まえ、「地方税財政のあり方についての意見 - 地方分権推進のための三位一体改革の進め方について - 」を決定し、5月28日、内閣総理大臣に提出した。

本会からは、委員である会長の青木立川市長が出席した。

（担当：財政部）

社会保障審議会・介護給付費分科会（第20回）

社会保障審議会介護給付費分科会（会長・西尾勝 国際基督教大学教授）が、5月26日、東京會館において開催された。

会議では、厚生労働省から介護保険制度の実施状況等について説明の後、意見交換を行った。

本会からは、委員として喜多守口市長（介護保険対策特別委員会委員長）が出席した。

（担当：社会文教部）

社会保障審議会・介護保険部会

介護保険法施行後5年を目途に予定されている制度全般に関する見直しに向けて、社会保障審議会に新たに介護保険部会が設置されたところであるが、その初会合が、5月27日、虎ノ門パストラルで開催された。

始めに、老健局長挨拶の後、部会長及び部会長代理の選出を議題とし、部会長に貝塚啓明委員（中央大学法学部教授）を、部会長代理に上田敏委員（日本障害者リハビリテーション協会顧問）をそれぞれ選出した。

次に、厚生労働省から介護保険制度の施行状況等について説明があり、意見交換を行った。

本会からは、委員として喜多守口市長（介護保険対策特別委員会委員長）が出席した。

（担当：社会文教部）

税制調査会総会

政府の税制調査会（会長・石弘光氏）は、5月27日、財務省において第41回総会を開催した。

総会では、石会長から海外視察の報告があり、続いて、事務局から基礎問題小委員会、金融小委員会における審議状況の報告があり、中期答申の基本的考え方、少子・高齢化と税制、国と地方、金融・証券税制、納税環境整備、環境問題への対応等について委員による自由討議が行われた。

（担当：財政部）

「第5回都市経営セミナー」参加者募集

財団法人日本都市センターでは、都市自治、都市政策、都市経営に関する調査研究の成果を踏まえ、毎年度、「都市経営セミナー」を企画・開催しております。同セミナーは、21世紀の都市づくり、新しい都市経営等を進めるために、全国の都市が共通して抱える問題・課題等を題材とし、全国の都市自治体関係者を対象として実施する研修・セミナー・シンポジウムであります。

本年度は、財政危機下における自治体行財政運営のあり方をテーマとして取り上げ、「計画・予算・評価の連携と参加の役割を考える - 財政危機下における自治体行財政運営の新たな視点」と題して、下記のとおり開催いたします。

セミナーの概要

1. 日 時：平成 15 年 7 月 11 日(金) 13:00～17:00
2. 場 所：日本都市センター会館 3 階「コスモスホール」
3. 参加費：4,000 円 (資料代込み)
4. 対 象：全国都市関係者(市区長、議員、職員等)
5. 主 催：財団法人 日本都市センター
6. 後 援：全国市長会、(社)全国市有物件災害共済会

プログラム(予定)

- 13:00 開会挨拶 原 昇 日本都市センター理事長(岸和田市長)
- 13:05 基調講演 「財政危機下における自治体行財政運営の新たな視点」(仮)
森田 朗 東京大学大学院法学政治学研究科教授
- 14:05 事例報告 「横須賀市における計画・評価・予算制度改革の取組み」(仮)
野間俊行 横須賀市企画調整部企画調整課主幹(行政経営担当)
「多治見市における計画・評価・予算制度改革の取組み」(仮)
水野高明 多治見市健康福祉政策課長(前企画課長)
- < 休 憩 >
- 15:30 パネル・ディスカッション 「計画・予算・評価の連携と参加の役割を考える」(仮)
コーディネーター 古川俊一 筑波大学社会工学系教授
パネリスト(50音順) 内仲英輔 元朝日新聞編集委員
(財)都市経済研究所評議員
大橋洋一 九州大学大学院法学研究院教授
木下博信 草加市長
工藤裕子 早稲田大学教育学部助教授
- 17:00 閉会

問い合わせ・申し込み先

財団法人 日本都市センター 管理部庶務課

〒102 - 0093 東京都千代田区平河町 2 - 4 - 1

TEL:03 - 5216 - 8763、 8764

FAX:03 - 3265 - 8223

(締切り日:平成 15 年 7 月 4 日、なお定員になり次第締切り)

参加申込書は、ホームページ(URL:<http://www.toshi.or.jp>)よりダウンロードができます。

市長の選挙

(選挙日)	(市名)	(市長名)	(当選回数)
5月18日	東京都足立区	鈴木恒年	再選
5月25日	山口県周南市	河村和登	新任(5月25日就任)
5月25日	香川県観音寺市	白川晴司	三選(5月18日無投票)
5月25日	鹿児島県出水市	渋谷俊彦	再選(5月18日無投票)

(担当：総務部)

市長の退任

(退任日)	(市名)	(市長名)
5月17日	岩手県釜石市	小野信一

(担当：総務部)

行事予定

月日	時間	会議名	所管	場所
6月5日	10:30	介護保険対策特別委員会常任幹事会	社会文教部	全国都市会館第3会議室
"	14:00	介護保険対策特別委員会幹事会	社会文教部	全国都市会館第2会議室
6月10日	10:30	廃棄物処理対策特別委員会	社会文教部	全国都市会館第3会議室
"	15:00	国民健康保険対策特別委員会・介護保険対策特別委員会合同会議	社会文教部	全国都市会館第2会議室
"	15:30	下水道事業委託自治体連盟役員会	經濟部	全国都市会館第4会議室
"	16:00	下水道事業委託自治体連盟総会	經濟部	全国都市会館第1会議室
6月11日	9:15	温泉所在都市協議会役員会	財政部	全国都市会館第1会議室
"	9:30	分権型教育に関する研究会	社会文教部	日本都市センター601会議室
"	9:45	温泉所在都市協議会総会	財政部	全国都市会館第1会議室
"	10:00	正副会長会議	企画調整室	全国都市会館正副会長室
"	10:30	広域行政圏整備推進協議会役員会	行政部	日本都市センター606会議室
"	11:00	理事・評議員合同会議	企画調整室	全国都市会館大ホール
"	11:30	財団法人全国市長会館評議員会、理事会	(財)全国市長会館	全国都市会館第3・4会議室
"	13:30	第1委員会	行政部	全国都市会館大ホール
"	13:30	第2委員会	財政部	日本都市センターコスモスホール
"	13:30	第3委員会	社会文教部	全国都市会館第1会議室

6月11日	13:30	第4委員会	経済部	日本都市センター 才リオ
"	委員会 終了後	総会運営委員会	企画調整室	全国都市会館 第3会議室
"	15:30	石油基地自治体協議会 役員会	経済部	麹町会館 アメジスト
"	16:00	広域行政圏整備推進協議会 総会	行政部	全国都市会館 大ホール
"	16:00	石油基地自治体協議会総会	経済部	麹町会館 エメラルド
6月12日	10:00	第73回全国市長会議	企画調整室	日本都市センター コスモスホール
"	13:00	第73回全国市長会議 (議事再開)	企画調整室	日本都市センター コスモスホール
"	総会 終了後	新正副会長会議	企画調整室	日本都市センター 松
"	14:00	同和対策特別委員会	社会文教部	全国都市会館 第4会議室
"	14:30	国立公園関係都市協議会 役員会	社会文教部	日本都市センター 701会議室
"	14:30	水産都市協議会役員会	経済部	全国都市会館 第3会議室
"	15:00	国立公園関係都市協議会 総会	社会文教部	日本都市センター 601会議室
"	15:00	水産都市協議会総会	経済部	全国都市会館 第2会議室
6月27日	9:30	全国雪寒都市対策協議会正 副会長会議	経済部	全国都市会館 第4会議室 (担当：企画調整室)

「会報」の情報は全国市長会のホームページ(メンバーズページ)でもご覧いただけます。